

岡山県飲食店等一時支援金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大による外出機会の減少の影響を受け、長期にわたり厳しい経営状況が続いている事業者（以下「事業者」という。）に対し、その事業の継続を支援するため、岡山県飲食店等一時支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付等に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、法人又は個人事業者であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- 一 岡山県内に主たる事業所を有する事業者
- 二 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- 三 外出機会の減少による影響を受けた次のいずれかに該当するもの
 - イ 飲食店を営む事業者
 - ロ イの事業者と当該飲食店の営業に関して直接又は間接の取引がある事業者
 - ハ 主に対面で個人向けに商品又はサービスの提供を行う事業者
 - ニ ハの事業者と直接の取引がある事業者
- 四 令和元年比又は令和2年比で、令和3年の1月、2月又は3月の売上が30%以上減少していること
- 五 新型コロナウイルス感染拡大防止のための業種別ガイドラインに沿った対策を実施していること
- 六 今後も事業を継続する意思があること

(不交付要件)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者に対しては支援金を交付しない。

- 一 国の一時支援金の給付を受けた事業者又は給付を受ける予定がある事業者
- 二 既に支援金の交付を受けた事業者
- 三 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人
- 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- 五 政治団体
- 六 宗教上の組織又は団体
- 七 法人の役員等又は個人事業者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
- 八 支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める事業者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、法人にあっては40万円、個人事業者にあっては20万円とする。

(事前確認)

第5条 申請者は、交付申請の前に、県が別に定める確認機関（以下「確認機関」という。）に対し、県が別に定める方法により、第2条第1項第1号から第4号に該当することを確認するものとする。

2 確認機関は、申請者が、第2条第1号から第4号に該当することを確認し、適切と認められる場合には、確認通知書を申請者に発行するものとする。

3 申請者は、確認機関の確認通知書を受領しなければ、支援金の交付申請をすることができない。

(交付申請)

第6条 支援金の申請期間は、申請の受付を開始した日から令和3年6月30日までとする。

2 支援金の交付申請書兼実績報告書（様式第1号）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 確認通知書（第5条2項の規定により確認機関が発行したもの）

二 誓約書（様式第2号）

三 振込先口座を確認できる書類

四 個人事業者の場合にあっては、本人確認書類の写し

五 その他知事が必要と認める書類

3 支援金の交付申請は、郵送又は電子申請により行うものとする。

4 電子申請により交付申請を行う場合は、様式第1号及び様式第2号については、県が別に定める様式に替えることができる。

(交付条件)

第7条 規則第6条の規定により支援金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

一 申請者は、支援金の収支に関する帳簿を備え、知事から別途指示があった場合は、支援金の使途、事業の実施状況その他支援金に関する資料を備えおくとともに、知事から提出の求めがあったときはこれに応じること。また、これらの帳簿及び資料を支援金の交付を受けた年度の終了後5年間保管すること。

二 申請者は、本支援金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の交付決定を取り消すことがあること。また、その場合は、支援金の返金に加えて、加算金等を納付しなければならない。

(支援金の実績報告、額の確定及び交付)

第8条 支援金の実績報告については、規則第13条の規定にかかわらず、規則第4条の規定によるこの支援金の交付申請書の知事への提出により当該実績報告があったものとみなす。

2 支援金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定によるこの支援金の交付決定により当該支援金の額の確定を行ったものとみなす。

3 申請者がこの支援金の交付を受けようとする場合における規則第 16 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 14 条」とあるのは「第 5 条」とする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。